

筑紫野市公共施設 LED 照明設備リース事業プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、筑紫野市公共施設 LED 照明設備リース事業について、技術的に最適な者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(事業の概要)

第2条 対象とする事業は、筑紫野市公共施設 LED 照明設備リース事業（以下「事業」という。）とする。

(参加資格)

第3条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 参加者は、リース事業者、調査設計業者、機器納入業者、施工管理業者、施工業者等によるグループでの参加も可とする。共同事業体の代表者はリース事業者とし、第 5 条に規定する参加表明書を提出する日（以下「提出日」という。）において、筑紫野市の入札参加資格者名簿に記載されている者
- (3) 次に掲げる措置を受けていない者
 - ア 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成 24 年規則第 38 号）に基づく指名停止等の措置
 - イ 筑紫野市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 14 号）第 6 条の規定に基づく措置
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の筑紫野市の入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(公募の公告)

第4条 市長は、プロポーザルに参加しようとする者に必要な参加資格、条件、事業の内容その他プロポーザルに必要な事項について、その内容を市ホームページ等において公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、別に定める参加表明書及びその他別に定める添付書類（以下「参加表明書等」という。）を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(企画提案書等の提出)

第 6 条 参加表明書等を提出した者は、企画提案書その他添付書類（以下「企画提案書等」という。）を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 参加表明書等提出後に、プロポーザルの参加を辞退する場合は、別に定める辞退届を市長に提出しなければならない。

(企画提案書等の審査)

第 7 条 別に定める筑紫野市公共施設 LED 照明設備リース事業プロポーザル審査委員会は、優先交渉権者 1 者及び次点 1 者を選定し、その結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、優先交渉権者 1 者及び次点 1 者を決定するものとする。

3 市長は、審査を行った全ての者に対し、審査結果を通知するものとする。なお、審査結果に対する問合せ、異議申し立て等は一切できないものとする。

(審査結果の公表)

第 8 条 前条第 2 項の規定により決定した優先交渉権者については、速やかに市ホームページ等において公表するものとする。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 8 月 1 8 日から施行する。

2 この要綱は、本事業に係る契約の締結をもって、その効力を失う。